

熊本県バドミントン協会慶弔規程

(目的)

第1条 本規程は熊本県バドミントン協会(以下「本協会」という。)規約第29条により、本協会にて行う慶弔見舞金等の贈与について定める。

(慶事)

第2条 慶事に関わる事項は次の通りとする。

- (1) 役員等及び役員等経験者の叙勲・褒章
- (2) 関係団体の慶事

2 慶事に対し次の事項について会長が総合的に判断し贈るものとする。

- (1) 会長名祝電
- (2) お祝いの花
- (3) 記念品
- (4) お祝い金

(弔事)

第3条 弔事に関わる事項は次の通りとする。

- (1) 役員等及び役員等の経験者
- (2) 役員等の配偶者
- (3) 関係団体役員弔事

2 弔事に対し次の事項について会長が総合的に判断し贈るものとする。

- (1) 香典は10,000円以内、供花及び弔電は、都度決定する。

(その他)

第4条 その他前条以外及び規定額以上の支出については、会長が決定する。

第5条 この規程の改廃は常任理事会で決定する。

附 則

この規程は平成26年4月1日より施行する。